

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：市川三郷町

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.9%
任期の定めのない常勤職員以外	93.1%
全ての職員	60.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.8%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	95.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	93.8%
26～30年	96.2%
21～25年	91.8%
16～20年	93.8%
11～15年	96.3%
6～10年	97.8%
1～5年	97.9%

【説明欄】

- ・ 役職階級別の本庁部局長・次長相当職および本庁課長補佐相当職については該当者する職員がいないため記載なし。
- ・ 勤続年数別の36年以上については女性職員が1名のため非公表。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。